発刊にあたって

このたび、当会の「民法改正研究会」（司法制度委員会・消費者委員会からの委員により構成）のメンバーが中心となって執筆した『判例・実務からみた改正債権法』が発刊される運びとなりました。

「民法改正研究会」は、当時、日本弁護士連合会（日弁連）の債権法改正バックアップチームに派遣されていた斉藤芳朗会員（39期）、黒木和彰会員（40期）を支援するために、毎週会合を開き、両会員がバックアップチームで述べる意見をまとめていました。研究会で出された意見については、2011年（平成23年）に、『判例・実務からみた民法（債権法）改正への提案』という書籍の中で紹介しています。今回の書籍は、研究会で出された意見も踏まえつつ、改正債権法の趣旨、内容について、平易に説明したものです。

本書の特色は、「図」、「表」、「具体例」をもとに、わかりやすく解説している点と、多数の判例等を紹介して改正債権法下でも使える判例かどうかを明示し、「判例等の事案」を記載している点です。単に改正債権法を理解するだけではなく、民法の教科書としても、手元に置いておけばすぐに実務に役立つ内容となっています。

今回の出版に際しては、民事法研究会の皆さまに、編集、校正等ご面倒な作業をお願いすることとなりました。心より感謝を申し上げます。

2020年（令和２年）８月吉日

福岡県弁護士会
会長　多　川　一　成

執筆者一覧

（五十音順、事務所は2020年（令和２年）９月１日現在）

網谷　　拓（63期）（田邊法律事務所）
石坂　崇彦（62期）（石坂法律事務所）
石渡　一史（38期）（鴻和法律事務所）
浦川　雄基（64期）（鴻和法律事務所）
大塚　祐弥（64期）（鴻和法律事務所）
熊谷　善昭（57期）（徳永・松﨑・斉藤法律事務所）
黒木　和彰（41期）（弁護士法人黒木・内田法律事務所）
桑原　義浩（58期）（弁護士法人しらぬひ柳川事務所）
斉藤　芳朗（39期）（徳永・松﨑・斉藤法律事務所）
染谷　　翼（63期）（弁護士法人黒木・内田法律事務所）
高田　　明（60期）（弁護士法人高田総合法律事務所）
野村　俊輔（57期）（鴻和法律事務所）
野村　　朗（43期）（新星法律事務所）
丸山　和大（56期）（池田稔・丸山和大法律事務所）
柳沢　賢二（48期）（柳沢法律事務所）

第４章　意思表示

この章における事例・判例等では、意思表示をした者をＡ、相手方をＢ、第三者をＣとしている。

第１　心裡留保

改正の程度
○

条　文

（心裡留保）

93条　意思表示は、表意者がその真意ではないことを知ってしたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。

②　前項ただし書の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。

解　説

１　旧法の改善点

⑴　真意を知ること等ができなければ無効とならない

旧法では、心裡留保の意思表示が無効となるのは、相手方が表意者の「真意」を知っていたか、または知ることができた場合とされていた（旧民93本文）。しかし、「真意」までは知ることができないが、「真意でないこと」を知り、または知ることができた場合にも、無効としてよいのではないかと考えられていた。

⑵　第三者保護規定なし

旧法下において、判例（判　例　ⅰ ⅱ）は、民法94条２項の類推適用により第三者保護を図っていた。

2　新法の内容

⑴　真意でないことを知り、または知ることができれば無効となる

新規律の定立

相手方において、表意者が「真意でないこと」を知っていたか、または知ることができたことを主張立証すれば、意思表示は無効となる（新民93①ただし書）。

事例：　ＡがＢに対して、血統書付きの子犬を10万円で売りたいと考えていたにもかかわらず、冗談で「ただであげてもよい」と言った。

事例では、Ｂにおいて、「10万円で売りたいこと（＝Ａの真意）」を知り、または知ることができなくても、「Ａの発言が冗談であること（＝真意でないこと）」を知り、または知ることができた場合には、Ａの意思表示は無効となる。

⑵　善意の第三者保護　判例の明文化

心裡留保による無効は、善意の第三者に対抗できない（新民法93②）。

3　新法下での実務

実務的に民法93条が適用されるのは、代理人や代表者が付与された代理権限を濫用した場合であったが（判　例 i 参照）、新法では、代理権限濫用に関する規定が新設された（新民107、第５章第５参照）。

判　例

i　○民法93条を類推適用する事案において、第三取得者に対する関係では民法94条２項が類推適用され、第三者は善意であれば保護される――最判昭和44年11月14日民集23巻11号2023頁

手形の振出権限を有する金融機関Ａの専務理事が権限を濫用して、金融機関が手形保証した手形をＢに交付し（Ｂは専務理事が権限濫用している事実を知りうる状態であった）、この手形を国Ｃが滞納処分により差し押さえた。

Ｃが差押え当時、Ｂにおいて自己の利益を図る目的のもと権限濫用して手形保証した事実を知らなかったことを主張立証した場合には、民法94条２項の規定を類推し、Ａは、善意の第三者であるＣに対し、民法93条ただし書の

類推による手形保証の無効を対抗することができないものと解すべきであるが、本件では、Ｃがその主張立証をしたことを認めることはできない。

ii　○民法94条２項の第三者は善意で足り、無過失であることを要求されていない――大判昭和12年８月10日新聞4181号９頁

ＡがＢに機械を譲渡し、ＣがＢの契約上の地位の譲渡を受けたところ、ＡＢ間の譲渡が虚偽表示であることが判明した。Ｃは仮装であったことを知らなかった。

民法94条２項にいわゆる善意の第三者とは、当事者の意思表示が相通してなしたる虚偽表示なることを知らずして、これについて法律上の利害関係を成立せしめたる第三者を指称するものにして、その虚偽表示なることを知らざるにつき過失ありたることはこれを必要とするものにあらず。

第２　錯　誤

改正の程度
◎

条　文

（錯誤）

95条　意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。

一　意思表示に対応する意思を欠く錯誤

二　表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤

②　前項第２号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。

③　錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第１項による意思表示の取消しをすることができない。

一　相手方が、表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき。

二　相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。

④　第１項の規定による錯誤による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

〔編者所在地〕

福岡県弁護士会

〒810-0044

福岡県福岡市中央区六本松４丁目２番５号

TEL　092-741-6416

https://www.fben.jp/

判例・実務からみた改正債権法
――使える判例はこう変わる――

2020年10月14日　第１刷発行

定価　本体5,400円＋税

編　　者　福岡県弁護士会

発　　行　株式会社民事法研究会

印　　刷　藤原印刷株式会社

発 行 所　株式会社　民事法研究会

〒151-0073　東京都渋谷区恵比寿３-７-16

〔営業〕TEL03(5798)7257　FAX03(5798)7258

〔編集〕TEL03(5798)7277　FAX03(5798)7278

http://www.minjiho.com/　　info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえいたします。ISBN978-4-86556-368-9 C3032　¥5400E

カバーデザイン　民事法研究会